

川越都市計画道路の変更（埼玉県決定）

1. 都市計画道路中3・3・1号川越志木線ほか1路線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等の 交差の構造	
幹 線 街 路	3・3・1	川越志木線	川島町 大字正 直字宮 町	川越市 大字今 泉字西 河原	川越市 大字小 仙波字 坂下	約 14,730m	地表式	4車線	23.5m	JR川越線と立体交差 自動車専用道路と 立体交差1箇所 幹線街路川越環状 線、外環状線、南 古谷駅前通り線と 立体交差 幹線街路と平面交 差9箇所	
	3・5・22	伊草戸守線	川島町 大字伊 草字上 宿並	川島町 大字戸 守字荒 神前	川島町 大字中 山字一 楽	約 4,830m	地表式	2車線	15m	自動車専用道路と 立体交差1箇所 幹線街路と平面交 差3箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

3・3・1号川越志木線は、川越都市計画区域内の幹線道路ネットワークを形成する重要な路線であり、4車線での整備が完了しています。

このたび都市計画決定された区域と、現状の道路区域との整合性を検証した結果、一部区域において不整合が生じていることが確認されました。

本路線は、道路構造の基準も満たしており、今後さらなる整備の必要性も見込まれないことから、一部区域を削除するものです。

また、川島町の川島インターチェンジ南側地区において、産業立地需要の高まりに対応するため、土地区画整理事業を実施する予定です。この事業に伴い、本路線の一部区域を変更するものです。

併せて、車線数を4と定めるものです。

3・5・22号伊草戸守線は、川島町内の市街地を南北に縦断する主要幹線街路であり、一部区間について2車線での整備が完了しています。

このたび都市計画決定された区域と、現状の道路区域との整合性を検証した結果、一部区域において不整合が生じていることが確認されました。

当該区間は、道路構造の基準も満たしており、今後さらなる整備の必要性も見込まれないことから、一部区域を削除するものです。